

指定管理者制度活用事業 評価シート

1. 基本事項

施設名称	川崎市第4グループ老人いこいの家	評価対象年度	令和4年度
事業者名	・事業者名 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 ・代表者名 会長 浮岳 堯仁 ・住 所 川崎市中原区上小田中六丁目22番5号	評価者	高齢者在宅サービス課長
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日	所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課

2. 事業実績

利用実績	(1)利用者数 (2)入浴者数 (3)教養の向上に関する事業 (4)レクリエーション等に関する事業 (5)多世代交流・地域交流に関する取組	50,863人 (個人16,436人、団体34,427人) 486人 (108回) 3,757人 (418回) 332人 (16回) 312人 (16回)
収支実績	○収入 (内訳) 指定管理料 (内訳) 事業収入 ●支出 (内訳) 人件費 (内訳) 事務費 (内訳) 事業費 ◎収支差引額	46,119,271円 46,119,271円 0円 45,931,611円 36,948,313円 7,172,406円 1,810,892円 187,660円
サービス向上の取組	<p>・新型コロナウイルス感染症対策に留意しつつ、高齢者の介護予防に資する取組を実施するほか、利用者満足度調査や意見箱の設置等を通じて利用者ニーズを把握しつつ、高津区高齢者見守りネットワークによる関係機関との連携により、地域状況を把握しながら、地域福祉活動拠点としての施設運営に努めている。</p> <p>・新規利用者の確保のための広報活動を行いつつ、こども文化センターとの交流事業や、小・中学生との交流を図るなど、多世代交流事業に取り組むことで、地域の福祉拠点としての役割を果たしている。</p>	

3. 評価

分類	項目	着眼点	配点	評価段階	評価点
適正な業務実施	心身へのきめ細やかな配慮	高齢者の心身への配慮について適正かつきめ細やかだったか。	5	3	3
	地域交流の推進	地域に根ざした施設として、地域交流は積極的に実施し、推進しているか。	5	3	3
	介護予防のための取組の充実	介護予防に資する取組が前指定管理期間よりも充実しているか。	5	3	3
	施設の利用促進	新たな利用者の確保策など、施設の利用促進に資する取組を実施したか。	5	3	3
	適切な臨機の対応	通常の施設運営に影響をきたす事由が発生した際に、適切に対応し事業を実施しているか。	4	4	3.2
	生活相談の積極的な取組	生活相談の取組を積極的に実施したか。	4	3	2.4
		<p>(評価の理由)</p> <p>【心身への配慮】 ・高齢者の心身への配慮については、利用者への声掛けや、日々の会話等のコミュニケーション及び調整担当職員による定期的な館内巡回による心身状態の確認のほか、熱中症や脱水症、新型コロナウイルス等の疾病予防の注意喚起を重点的に行うなど、心身のきめ細やかな配慮がなされている。また、入浴に際しては、事故防止のため、事前の血圧測定と脈拍確認を行うとともに、利用者が一人で入浴する場合には、管理人がこまめに声掛けを行うなど、心身に配慮した取組を行っている。また、緊急時の応急処置が適切に行えるよう、研修等による救急法等の知識・技術の習熟を予定するなど、次年度への改善に取組んでいる。</p> <p>【地域交流の推進】 ・地域交流の推進について、新型コロナウイルス感染症対策に留意しつつ、ふれあい会食会やミニデイケア、ボランティア団体の協力による「くじシニアカフェ」、小・中学生との交流である慰問活動等を実施するほか、「子母口カフェ」ではひな祭りなど、季節感を感じられる内容でこども文化センター等との多世代間交流を図っており、工夫しつつプログラムを企画・実施することで、コロナ禍においても地域交流事業に取り組んでいる。また、次年度については、いこいの家まつりの再開に向けて、事業内容を検討している。</p> <p>【介護予防の取組】 ・介護予防に資する取組については、いこい元気広場の会場提供、虚弱な高齢者の利用を拡大するためのミニデイ事業やマッサージ健康教室事業を実施するほか、誰でも気軽に参加できる「ぶらっと体操広場」や健康体操講座を実施するなど、介護予防に資する取組を実施している。また、健康十訓をまとめた「おたっしや10のトライ」や健康体操の周知・普及に向けた活動を継続実施することで、介護予防事業の充実に努めている。</p> <p>【施設の利用促進】 ・施設の利用促進については、いこいの家事業のホームページへの掲載や広報物の配布等の広報活動に加え、高津老人福祉・地域交流センターや高津区役所地域みまもり支援センター等と連携しつつ、施設周知に努めるなど、施設の利用促進に資する取組を実施している。また、次年度の新型コロナウイルス感染症の位置付け変更を踏まえた施設利用のあり方について検討している。</p> <p>【適切な臨機の対応】 ・通常の施設運営に影響をきたす事由が発生した際の対応としては、新型コロナウイルス感染症の対策としての十分な換気や毎日の消毒・清掃作業による衛生管理の徹底のほか、利用者への注意喚起など、感染状況を踏まえた感染症対策を講じつつ、各種講座や地域交流を含む事業を実施しており、クラスターも発生していない。</p> <p>【生活相談の取組】 ・生活相談の取組について、日々の利用者への声掛け、会話から様々な相談に対応しており、必要に応じて、区役所や地域包括支援センター等の関係機関と連携することで、課題の早期解決を支援している。また、研修による職員資質の向上を図ることを予定しており、次年度の事業改善に取組んでいる。</p>			

収支計画・実績	効率的・効果的な支出	計画に基づく適正な支出が行われているか。また、経費削減の取組がなされているか。また、経費削減のために利用者の利便低下や安全・安心の阻害となっていないか。	5	3	3
	適切な会計処理	適正な会計処理が為されているか。	5	3	3
	(評価の理由) 【効率的・効果的な支出】 ・支出については、概ね計画に基づく事業実施が行われ、指定管理料の範囲内において執行されている。 【適切な会計処理】 ・適切な会計処理については、帳簿等の関係資料を整備するとともに、他の経理と区分し、適正な処理に努めている。				
サービス向上及び業務改善	適切なサービスの提供及びサービスの効果	提供すべきサービスが仕様書や実施計画等に基づいて適切に提供されたか。また、その効果が表れているか。特に、利用者が増加した場合の要因も確認すること。	10	3	6
	業務改善によるサービス向上	業務改善のための指針があるか。業務改善が必要な場合に、現状分析、課題把握、改善策の検討と実施が行われているか。また、具体的な効果が表れたか。	10	3	6
	効率的・効果的な運営	グルーピングによる施設の一体管理が効率的・効果的に行われているか。	4	3	2.4
	利用者ニーズの把握及び事業への反映	利用者ニーズの把握に努めたか。また、利用者ニーズを事業や管理に反映させる取組が為されているか。さらに、独自性が見られるか。	5	3	3
	利用者意見への積極的な対応	利用者からの苦情や意見の受付体制が整備されているか。また、苦情や意見に対して、迅速かつ適切に対応しているか。	5	3	3
	(評価の理由) 【適切なサービス提供】 ・適切なサービス提供については、新型コロナウイルス感染症対策に留意しつつ、こども文化センター等との交流による地域交流事業を実施するほか、高齢者の介護予防に資する講座や生活相談に取組んでおり、概ね仕様書に基づく運営がなされ、適切にサービスが提供されている。 【業務改善によるサービス向上】 ・業務改善によるサービス向上について、セルフモニタリングによる自己評価のほか、施設運営にあたっての課題や利用者からの意見について、運営委員会等で情報共有・協議し、実現可能なものについては改善を図ることで、業務改善によるサービスの向上に努めている。 【効率的・効果的な運営】 ・効率的・効果的な運営については、グルーピングによる施設の一体管理について、管理運営の均一化を図るなど、適正に管理されている。 【利用者ニーズ把握・反映】 ・利用者ニーズの把握については、利用者満足度調査の実施や館内に意見箱を設置することで、ニーズを把握する体制を整えており、管理人が日常的に聞き取りを行い、利用者ニーズを把握しつつ、優先順位に応じて修繕や買替を行うなど、利用者からの意見・要望を施設の管理運営に反映させている。 【利用者意見への対応】 ・利用者意見への対応については、必要に応じて、運営委員会等の関係者との情報共有を図るほか、苦情解決実施要綱に基づき、第三者委員からの聞き取りを行える体制を構築しており、利用者意見を反映した施設運営に努めている。				
組織管理体制	適正な人員配置	必要な人員(人数・有資格者等)が必要な場所に適切に配置されているか。	4	3	2.4
	連絡・連携体制の充実	定期または随時の会議等によって職員間や所管課等との連絡・連携が十分に図られているか。	4	3	2.4
	担当者のさらなるスキルアップ	業務知識や安全管理、法令遵守に関する研修等、スキルアップのための取組が充実しており、スタッフのスキルとして浸透しているか。また、その習得状況を確認するための取組があるか。	4	3	2.4
	安全・安心への取組	・事件・事故、犯罪、災害から利用者を守ることができる適切な安全管理体制となっているか(人員配置、マニュアル、訓練等)。 ・緊急時に警察や消防など関係機関と速やかに連携が図れるよう、連絡体制を構築し、定期的に情報交換等を行っているか。 ・事故発生時の対応について適切だったか、また、再発防止に取り組んだか。	4	3	2.4
	個人情報等の適切な管理及び法令遵守	・個人情報保護、その他の法令遵守のルール(規則・マニュアル等)と管理・監督体制が整備され、適切な運用が為されているか。 ・業務日誌・点検記録・修繕履歴等が適切に整備・保管されているか。	4	3	2.4
	(評価の理由) 【適正な人員配置】 ・適正な人員配置については、管理人3名と休暇代替アルバイトによるローテーションで勤務することで、円滑な施設運営を図り、よりきめ細やかに対応できるような配置としている。 【連絡・連携体制】 ・連絡・連携体制の充実について、定期又は随時に会議等を行うことで、職員間や所管課と連携を密に取り合うことができ、特段問題も発生していない。 【担当者のスキルアップ】 ・担当者のスキルアップについては、成年後見制度に係る研修を開催するとともに、全員参加の管理人研修で利用者対応のロールプレイを行うなど、管理人の資質向上が図られている。また、各区の事業担当者の合同会議等を通じて、いこいの家をより良く活用するための意見交換や職場内での情報共有を実施することで、スキルアップを図っている。 【安全・安心への取組】 ・安全・安心への取組について、各館での避難訓練を実施しているほか、利用者の緊急連絡先記録簿を作成し、緊急時にはマニュアルに基づき対応できるような体制がとられており、安全管理に取り組んでいる。また、入浴事業については、定期的に水質調査を実施し感染症予防を徹底するとともに、管理人が随時状況確認のための声掛け等を行うことにより、入浴事故を防いでいる。 【個人情報管理・法令遵守】 ・個人情報等の適切な管理及び法令遵守については、日頃からいこいの家の運営に係わる関連法令を遵守するとともに、個人情報保護法及び個人情報保護規定に基づき、利用者の同意や施錠できるキャビネットでの保管など、適切に運用している。また、業務日誌・点検記録・修繕履歴等の管理記録についても適切に整備・保管されている。				

適正な施設管理	施設・設備の保守管理及び快適な利用環境の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な利用に支障をきたすことのないよう、施設・設備の保守点検や整備等を適切かつ速やかに実施しているか。 ・設備・備品の整備や整頓、利用者が使用する消耗品等の補充が適切かつ速やかに行われているか。 ・施設内及び外構の清掃が適切に行われ、清潔な美観と快適に利用できる環境を維持しているか。 ・施設内及び敷地内の警備が適切に行われ、事件・事故・犯罪等の未然防止に役立っているか。 	4	3	2.4
	外構・植栽管理及び美観向上のための取組	外構の植栽を適切に管理(草刈、剪定、害虫駆除等)しているか。また、美観向上のための積極的な取組をしているか。	4	4	3.2
<p>(評価の理由)</p> <p>【施設保守管理・利用環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の保守管理については、施設の経年劣化によって不備が生じた場合は、各業者へ連絡し迅速に対応しており、施設の安全性や快適性を向上させるための修繕や所管課との情報共有等を行っている。 ・備品の届出、台帳の・確認・更新等を行うとともに、不具合のある備品については、速やかに買い替えるなど、適切に管理が行われた。 ・清掃衛生管理業務については、利用者が快適に施設を利用することができるよう、毎日の清掃を行うことで、清潔な環境を維持するとともに、入浴事業に関しては、定期的に水質検査を行うなど衛生管理に取組んでいる。 <p>【外構・植栽管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽管理については、節電対策及び地球温暖化対策を目的とした「いこいの家緑のカーテン大作戦」としてゴーヤーを植えるとともに、水やり・追肥・枝の誘引等について適切に管理した。また、末長いこいの家においては、園芸に関心のある地域住民と利用者によるグループを結成し、「みんなの庭」として整備しており、季節ごとの花や稲穂を植えるなどの活動を通じて、美観の向上につながっている。 					

4. 総合評価

評価点合計	61.6	評価ランク	C
-------	------	-------	---

5. 事業執行(管理運営)に対する全体的な評価

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市内の感染状況を踏まえながら、健康増進に関する講座等の各種事業を実施しており、介護予防の取組や入浴事業、生活相談の実施、利用者への積極的な声掛けによる心身への配慮等のほか、こども文化センターや小中学生との交流事業を実施することで多世代交流に取り組んでいる。コロナ渦においても、様々な対策や工夫をすることで、クラスターを起こさずに、いこいの家の目的である高齢者のふれあいや生きがいづくりの場としての機能を果たすことができ、総合評価の結果から、適正であると認められる。

6. 来年度の事業執行(管理運営)に対する指導事項等

- ・高齢者人口の増大に伴い、いこいの家の目的である高齢者のふれあいやいきがい・健康づくりの場、介護予防のための通いの場としての機能を果たしていくため、これまでの利用制限等により減少した利用者の回復と利用継続に資する取り組みを行っていくこと。
- ・市内全区でいこいの家を管理運営しているスケールメリットを活かし、事業運営の実績やノウハウの全市的な共有、市・各区社会福祉協議会や他都市の社会福祉協議会との情報交換等を通じた企画力・調整力を発揮すること。
- ・多くの地域住民が集って、つながり支えあう場となるように、地域の介護予防拠点、活動拠点としての機能を充実させること。
- ・地域包括ケアシステムの構築の中で、地域に根ざした施設として、近隣施設や合築施設等と連携しながら地域交流の推進を図るとともに、より効果的・効率的な施設運営を行うこと。